

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第61号

新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(設備の基準)

第3条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第9条第2項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第11条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第11条第4項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 間仕切壁、家具等により、条例第11条第4項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。
- (2) 個室への転換が容易にできるように設計されていること。

4 条例第11条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ 前号ア及びウからキまでに定めるところによること。
- (3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとする
こと。

(6) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設ける
こと。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートル
に入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当
該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることがで
きる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けては
ならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りで
ない。

(1) 居室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子
若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有す
る場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分
の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1
項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設
ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第4条 特別養護老人ホームに置かなければならない職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該
各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 介護職員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 看護職員の数 次に掲げる要件に該当する数

(7) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

(イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

(ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上

(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130
を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。
- 6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（感染症等の発生が疑われる際の対処等に関する手順）

第5条 条例第27条第2項第4号の規則で定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順は、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月厚生労働省告示第268号）に定めるものとする。

（ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準）

第6条 条例第37条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第44条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第44条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第44条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第37条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第37条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。
 - ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - (7) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
 - (8) 地階に設けてはならないこと。
 - (9) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第37条第4項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
 - (10) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
 - (11) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (12) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (13) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - (14) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (15) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常

生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(イ) 地階に設けてはならないこと。

(ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(エ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（ユニット型特別養護老人ホームへの準用）

第7条 第5条の規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第44条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

（地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

第8条 条例第46条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第50条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第50条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第50条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第46条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれ

がある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第46条第4項第2号の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 間仕切壁、家具等により、条例第46条第4項本文の基準を満たす居室（以下この項において「個室」という。）に準じたプライバシーの確保が図られていること。

(2) 個室への転換が容易にできるように設計されていること。

4 条例第46条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

カ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ 前号ア及びウからキまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) 調理室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(8) 介護職員室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階

段を有する場合は、1以上)有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上(中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上)とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(地域密着型特別養護老人ホームの職員の配置の基準)

第9条 地域密着型特別養護老人ホームに置かなければならない職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 1以上

(4) 介護職員又は看護職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 介護職員及び看護職員の総数 常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

イ 看護職員の数 1以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6 第1項第3号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)

(4) 診療所 事務員その他の従業者

10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

11 地域密着型特別養護老人ホームに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を

定める条例（平成24年新潟県条例第65号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第149条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第101条第1項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 13 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。
- 14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

（地域密着型特別養護老人ホームへの準用）

第10条 第5条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第50条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準）

第11条 条例第52条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第9条第2項に規定する訓練については、条例第54条において準用する条例第9条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第52条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第52条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(4) 地階に設けてはならないこと。

(9) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、条例第52条第4項ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

(5) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(6) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

(8) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

(3) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

(7) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

(6) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 地階に設けてはならないこと。

(9) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(5) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

4 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

5 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

6 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームへの準用)

第12条 第5条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、同条中「第27条第2項第4号」とあるのは、「第54条において準用する条例第27条第2項第4号」と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。次項において同じ。）について第3条第4項第1号イ及び第8条第4項第1号イの規定を適用する場合には、これらの規定中「10.65平方メートル」とあるのは、「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第3条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第8条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。

4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第6項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第3条第4項第9号ア及び第8条第4項第9号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第3条第4項第9号ア及び第8条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させると

もに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合における当該転換に係る廊下の幅については、第3条第6項第1号、第6条第5項第1号、第8条第6項第1号及び第11条第5項第1号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.6メートル以上）とする。

- 7 平成14年8月7日前から存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築された部分を除く。）であつて、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成14年厚生労働省令第107号。以下「平成14年改正省令」という。）による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第3章（第35条第4項第1号ロ(3)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第6条第3項第1号イ(ウ)の規定を適用する場合には、同号イ(ウ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 8 平成18年4月1日前から平成14年改正省令附則第2条第2項の規定の適用を受けている特別養護老人ホームに係る第11条第3項第1号イ(ウ)の規定の適用については、同号イ(ウ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。
- 9 特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等（第9条第11項に規定する指定短期入所生活介護事業所等をいう。）のうち、平成18年4月1日前からその入所定員が当該特別養護老人ホームの入所定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、同条第13項の規定は、適用しない。